

工事等に係る入札及び契約情報等の公表試行要領

平成29年3月30日 理事長決裁

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が競争入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）により工事及び建設関連業に係る業務、並びに施設の維持管理に係る保守点検等の業務の契約を締結しようとする場合において、入札等の執行前及び執行後に試行的に公表する事項（以下「公表事項」という。）のほか、その事務取扱について必要な事項を定め、入札等の適正な執行を図ることを目的とする。

(公表対象工事等)

第2条 公表の対象は、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「工事等施行要領」という。）第2条第5号に規定する工事及び業務（以下「工事等」という。）とする。ただし、小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する要領（平成16年4月1日制定）並びに小額業務の施行及び契約事務の適正化に関する要領（平成16年4月1日制定）の適用を受ける工事等を除く。

(予定価格調書の取扱)

第3条 前条の規定により公表対象となる工事等の予定価格は、設計金額をもって予定価格とし、予定価格調書の作成は省略するものとする。

(事前公表事項)

第4条 公表事項のうち、入札等の執行前に公表する事項（以下「事前公表事項」という。）については、別に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発注予定工事等の公表 一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領（平成25年4月30日総務部長決裁）第8条の規定に基づく公表事項（以下「発注見通し情報」という。）とし、次に定める事項
 - ア 工事等の名称
 - イ 工事等の施行場所
 - ウ 工期（履行期間）
 - エ 工事等の概要
 - オ 入札時期
 - カ 工事等の種別
 - キ 入札及び契約の方法
 - ク 金額区分
 - ケ その他必要と認める事項

(2) 一般競争入札 一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日理事長決裁。以下「一般競争要綱」という。）第4条に規定する公告（別記1標準公告例。別表を含む。）及び同第5条第2項に規定する入札説明書（別記2標準入札説明例）による。

(3) 指名競争入札 次に定める事項

ア 工事（業務）番号

イ 工事（業務）名称

ウ 入札（見積）日時

エ 工種（業種）

オ 施行担当課

カ 入札（見積）書比較価格（予定価格の108分の100に相当する金額をいう。）

(4) 見積合せ 前号に定める事項。ただし、特命による随意契約においては、前号カは事前公表しない。

（事後公表事項）

第5条 公表事項のうち、入札等の執行後に公表する事項（以下「事後公表事項という。）については、別に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。

(1) 一般競争入札 一般競争要綱第4条に規定する公告（別記1標準公告例。別表を含む。）及び同第5条第2項に規定する入札説明書（別記2標準入札説明例）による。

(2) 指名競争入札 次に定める事項。ただし、サに定める事項については、一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱（平成14年7月31日制定）第3条の規定により最低制限価格が設けられた場合に限り事後公表事項とする。

ア 工事（業務）番号

イ 工事（業務）名称

ウ 入札（見積）日時

エ 工種（業種）

オ 施行担当課

カ 入札（見積）書比較価格（予定価格の108分の100に相当する金額をいう。）

キ 指名した者の商号又は名称

ク 入札者の各回の入札金額

ケ 落札者の商号又は名称

コ 落札金額

サ 最低制限価格

(3) 見積合せ 次に定める事項

ア 工事（業務）番号

- イ 工事（業務）名称
- ウ 見積日時
- エ 工種（業種）
- オ 施行担当課
- カ 見積書比較価格（予定価格の108分の100に相当する金額をいう。）
- キ 見積書を徴取した者の商号又は名称
- ク 見積者の各回の見積金額
- ケ 決定者の商号又は名称
- コ 決定金額

（公表の方法）

第6条 公表事項については、別に定めるもののほか、次の各号に定めるところにより公表する。

- (1) 発注見通し情報 原則として、会社のホームページ上で公表
- (2) 事前公表事項（前号を除く。） 次の区分ごとに定める方法で公表
 - ア 一般競争入札 会社のホームページ上及び総務部総務課で公表
 - イ 指名競争入札及び見積合せ 指名（見積）通知書に記載のうえ、入札（見積）者へ通知するとともに、当該通知後速やかに、別記様式により総務部総務課で公表
- (3) 事後公表事項 次の区分ごとに定める方法で公表
 - ア 一般競争入札 前号アの例により公表
 - イ 指名競争入札及び見積合せ 落札（決定）後速やかに、別記様式により総務部総務課で公表

（公表の期間）

第7条 公表の期間は、当該入札等の執行日の属する年度及びその翌年度までとする。

（委任）

第8条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、工事及び業務に係る予定価格等の事前公表及び事後公表の試行に関する事務取扱要領（平成12年10月11日理事長決裁）は、平成29年3月31日をもって廃止する。